

出張 相談

1/24(水)
1/26(金)
10時～16時

中小企業事業主の

みなさん

ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！



金沢労働基準監督署において
出張相談窓口を開きます

【お問い合わせ先】

石川県最低賃金総合相談支援センター

〒920-0918

金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階 石川県経営者協会内

電話番号：0120-319-339

ホームページ：<http://ishikawakeikyo.or.jp/min-wages>

最低賃金ワンストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワンストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

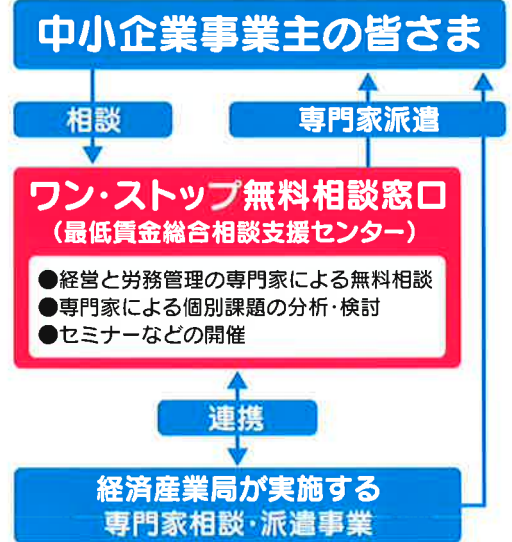
専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業



最低賃金ワンストップ無料相談窓口はこちら

石川県最低賃金 総合相談支援センター (石川県経営者協会内)

住所

〒920-0918 金沢市尾山町9-13
金沢商工会議所会館3階
石川県経営者協会内

電話番号

0120-319-339

ホームページ

<http://ishikawakeikyo.or.jp/min-wages>



本事業に関するお問い合わせ先

石川労働局 雇用環境・均等室
TEL：076-265-4429

最低賃金に関するお問い合わせ先

石川労働局 労働基準部 賃金室
TEL：076-265-4425